

事務連絡  
令和6年10月9日

各 { 都道府県介護保険主管課 (室)  
市区町村介護保険担当課 (室) } 御中  
介護保険関係団体 }

厚生労働省老健局 高齢者支援課  
認知症施策・地域介護推進課  
老人保健課

介護分野の人員配置基準に関するローカルルールの把握のための  
事例・要望に係る専用受付フォームの周知について

介護保険行政の円滑な実施につきましては、日頃から御尽力賜り厚く御礼申し上げます。  
株式会社三菱総合研究所において、令和6年度老人保健健康増進等事業「人員配置基準の  
いわゆるローカルルールの把握・整理」を実施しております。本事業は、介護分野の人員配  
置基準に関するいわゆるローカルルールについて、一層の実態把握や事例等の収集・整理・  
分析等を行うことを目的としております。

今般、本事業において、介護分野の人員配置基準に関するいわゆるローカルルールについ  
て広く現状を把握させていただくため、事例・要望に係る専用受付フォームを開設しました。  
当該受付フォームに回答のあった事例・要望については、本年度末に取りまとめの上、公表  
予定としております。

各都道府県及び市区町村におかれましては、貴管内の介護事業者への周知をお願いいたし  
ます。また、介護保険関係団体におかれましては、会員事業所への周知をお願いいたします。  
周知を行う際の参考資料として、概要資料（別紙）をお送りしますので、御活用ください。

<受付フォーム掲載先>

以下の URL または二次元コードより専用ページへアクセスし、ご回答ください。

<https://forms.office.com/r/s4KBqFeNnA>



<本事業に関する問い合わせ先>

株式会社三菱総合研究所 ヘルスケア事業本部  
「人員配置基準のいわゆるローカルルールの把握・整理」事務局  
e:mail : r6-localrule-kijun@ml.mri.co.jp

以上

介護事業者・法人・事業者団体等の皆様へ

## 介護分野の人員配置基準に関する ローカルルールについてご回答をお願いいたします ～事例・要望等について募集します～

### 回答方法・回答期限

#### 回答方法

以下のURLまたは二次元コードより  
専用ページへアクセスし、  
ご回答ください。

#### 回答期限

**11月22日(金) 18:00まで**  
※ご回答状況により  
変更となる可能性があります。

<https://forms.office.com/r/s4KBqFeNnA>



### 人員配置基準のいわゆるローカルルールとは



厚生労働省令で定められている人員配置基準等に従う範囲内で、  
指定権者が独自に運用している規則等のことです。

例①

テレワークの  
取り扱い

- ・ 同一法人の別の事業所でのテレワークは認めない  
等、勤務場所が限定される

例②

管理者・従業員の  
兼務、経験・資格

- ・ 管理者が兼務できる職種の数の上限の規定がある
- ・ 従業員に対し特定の資格の所持が求められる

例③

介護職員の定義

- ・ 身体介助等を行わない職員の  
「介護職員」としての人員配置基準への算入の取  
扱いが指定権者ごとに異なる

### お問い合わせ先

「人員配置基準のいわゆるローカルルールの把握・整理」事務局  
email : r6-localrule-kijun@ml.mri.co.jp